

日本航空 165人を整理解雇

<空の安全・安心を！整理解雇四要件を守れ！>

JAL闘争を支える京都の会 News

京都市東山区今熊野南日吉町17 FAX:075-531-3856 E-mail:komai123@kfa.biglobe.ne.jp

No.3
2012.2.15

JAL不当解雇撤回裁判にご支援を



経営トップが認めた不当な解雇

「解雇する必要性がなかった」

解雇撤回裁判 判決は 3月 29、30 日

日航は2010年12月31日に165人の整理解雇を強行しました。当時、希望退職によって人員削減も目標を超え、更生計画を大きく上回る利益を上げていた状況からも、整理解雇する必要はありませんでした。パイロット・客室乗務員あわせて148名が解雇撤回を求めて東京地裁へ提訴してから1年が経過。裁判の証言台でも稻盛会長が、雇用継続が可能な経営状況であったことを認めました。注目される裁判の判決は3月29日(パイロット)、30日(客室乗務員)です。



—経営上は解雇の必要性がなかった—
日航 稲盛会長が認める

解雇から2カ月後に記者会見での発言

(2011年2月8日 日本記者クラブ)

「(解雇した165人を会社に)残すことが経営上不可能かというと、
そうではないのは皆さんもおわかりになると思うし、私もそう思いました。」

上記 発言の趣旨を裁判の法廷で確認

(2011年9月30日 裁判証人尋問)

「(2月8日の発言は)利益が出ていたのでそう言いました。その時の収益力
から、誰が見ても雇用を続けることは不可能でないと思ったでしょう。」



道理のない解雇は国会も無視できず

(2011年10月26日 国会 衆院国土交通委員会)

前田国土交通大臣 「本当にこんなことでいいのかと疑念を持つ」